

川口市選管告示第47号

川口市長の任期が令和8年2月8日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書で規定する選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。

令和7年12月1日

川口市選挙管理委員会
委員長 板橋智之

登録の移替えを延期する期間 令和7年12月23日から川口市長選挙期日まで